平成２８年（フ）第５２号
千葉県八街市八街に219番地15　５－102
債務者　関　　洋子（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２９号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢348番地３　アイワコーポ203号
債務者　伊藤　悦雄
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
福岡県行橋市大字大野井616番地　コーポＩＳ　Ｃ205
債務者　木村　秀康
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
沖縄県那覇市字国場748番地６　真喜志荘６－Ｄ
債務者　山内　千加
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２１６号
埼玉県川口市大字東内野372番地の11　朝日荘
債務者　宮村　正夫
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
埼玉県川口市西川口３丁目９番12号
債務者　佐々木　隆
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３－24－302
債務者　井上　清幸
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
埼玉県新座市新堀３丁目８番８号　ハイツ中島203号室、旧住所埼玉県所沢市星の宮２丁目１番11号
債務者　中村美季子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
埼玉県戸田市大字新曽526番地　パレスプラザ・エノモト202号室
債務者　井上　庄一
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
神奈川県座間市相武台２丁目42番26－303号　ジュネパレス座間第14
債務者　木下　寿樹
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８２号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南４－８－１－40－105、住民票上の住所相模原市中央区田名3302番地２　ニューライフ田名寮209号室
債務者　三宅　遼人
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８４号
相模原市中央区上溝４丁目10番５号
債務者　高星　利光
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８８号
相模原市中央区田名1654番地３　エトワール弐番館202
債務者　川本ふき子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１３６号
埼玉県越谷市千間台西１丁目７番地７　ベルメゾン千間台106
債務者　塚本　恭介
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５０９０号
大阪市東淀川区東中島５丁目20番６号　コートヴィエール新大阪　２Ｃ号
債務者　吉川　真央
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１７４号
大阪市東成区大今里４丁目４番６号
債務者　大森　康雄（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１号
大阪府吹田市新芦屋上19番10－602号、前住所大阪府摂津市昭和園３番13－306号
債務者　山口加奈子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部